

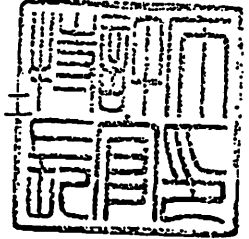
特 許 庁

7特総第1260号
特 許 庁

商標情報データベースの一括販売に伴う特許庁保有の著作権の使用許可要領を次のように制定する。

平成7年7月3日

特許庁長官 清 川 佑 二



改正 9年特総第749号（平成9年5月1日）

商標情報データベースの一括販売に伴う
特許庁保有の著作権の使用許可要領

（使用許可の申請）

第1条

商標情報データベース（別表1に掲げる商標出願データのデータベースをいう。）の一括販売に伴う、データベースの著作権の使用許可を受けようとする者は、次の事項を記載した著作権使用許可申請書を特許庁長官に提出しなければならない。

1. 使用許可申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名
2. 使用許可を受けようとする理由
3. 使用許可を受けようとする期間
4. 商標情報データベースの使用計画

（使用許可）

第2条

特許庁長官は、前条の許可申請が次の各号に適合していると認めるときは、国有財産法第18条第3項により、使用を許可するものとする。

1. 使用許可申請者が、商標情報データベースを総合的に管理し、商標情報データベースの著作権を使用しようとする者の求めに応じ安定的、継続的かつ公平に商標情報データベースを販売することが確実であり、また特許庁長官が必要であると認めた場合に行う指示に従うことが確実であると認められる者であること。
2. 使用許可申請者に、商標情報データベースの提供に係る事業を、的確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。
3. 商標情報データベースの提供が、当該情報に対する需要に照らし適切なものであること。

(許可の条件)

第3条

特許庁長官は、前条に規定する許可をするときは、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

1. 使用許可を受けた者は、商標情報データベースを商標情報の提供のみに使用しなければならないこと。
2. 使用許可を受けた者は、正当な理由がなければ、商標情報データベース利用者の求めに応ずる商標情報データベースの一括提供を拒んではならないこと。
3. 使用許可を受けた者は、特許庁長官の定めるところに従い、著作権使用料を、特許庁長官に納入しなければならないこと。
4. 使用許可を受けた者は、商標情報データベースを善良な管理者の注意をもって管理し、使用を終了したときには速やかに特許庁長官に返還しなければならないこと。
5. 使用許可を受けた者は、商標情報データベースの使用状況等に関する報告及び資料の提出を求められ又は特許庁長官が必要に応じ調査を行う場合には、これを拒み若しくは妨げてはならないこと。
6. 使用許可を受けた者は、特許庁長官が当該使用許可に係る事項の確実な実施を図るため必要な指示を行う場合には、これに従わなければならないこと。

(使用の方法)

第4条

使用許可を受けた者は、商標情報データベースを磁気テープ等の電子媒体に複製することができる。

(商標情報データベースの提供)

第5条

使用許可を受けた者は、特許庁が提供する商標情報データベースを、商標情報データベースを一括購入する者（以下「データベース購入者」という。）に提供するには、複製したものを提供することとする。

(使用の再許可)

第6条

使用許可を受けた者は、別表2に掲げる「商標情報データベース及びそのデータの利用に関する約定」（以下「約定」という。）を、データベース購入者との間で交わし、約定に定める条件を遵守させることを条件に、データベース購入者に商標情報データベースの使用を再許可することができる。

2. 使用許可を受けた者は、再許可を受けた者による使用の状況を、特許庁長官に報告しなければならない。

(約定)

第7条

使用許可を受けた者とデータベース購入者との間で交わす約定には、別表2に掲げる事項のほか、必要と認められる事項を定めることができる。

(著作権使用料)

第8条

第3条第3項の特許庁長官の定める著作権使用料は、別表3に掲げる算式により得られた金額とする。

(著作権使用料の改定)

第9条

特許庁長官は、経済情勢の変動、国有財産関係法令の改廃その他事情の変更に より、特に必要があると認められる場合には、前条の規定による著作権使用料を改定することができる。

(使用許可の取消又は変更)

第10条

特許庁長官は、使用許可を受けた者が第2条各号に適合しなくなつたと認めるとき又は第3条の許可の条件若しくは第6条若しくは第8条の規定に違反したときは使用許可の取消又は変更をすることができる。

(細則)

第11条

この要領に定めるもののほか、商標情報データベースの一括販売に伴う特許庁保有の著作権の使用許可に関し必要な事項は、特許庁長官が別に定める。

附則

1. この要領は、平成7年7月17日から施行する。
2. 特許庁保有のデータベース等に係る著作権の使用許可要領（昭和62年3月20日付け62特総第318号）第1条中「特許庁が著作権を有するもの」の次に「（一括販売される商標情報データベース（別表1に掲げる商標出願データのデータベースをいう。）を除く。）」を加える。

商標情報データベース

商標出願のデータ

1. 出願番号	
2. 更新出願番号	
3. 法区分	
4. 類	
5. 区分数	
6. 出願種別	防護・分割・補正却下・変更・優先・団体
7. 出願日	
8. 先願権発生日	
9. 公告記事	公告番号・公告日
10. 公報発行日	
11. 登録記事	登録番号・分割番号・防護番号・登録日・更新申請年月日 ・更新登録日・存続期間満了日・分納識別・分納満了日
12. 審判記事	審判番号・審判種別・審判請求日
13. 最終処分記事	拒絶査定日発送日・最終処分コード・最終処分日
14. 称呼データ	
15. 表示用商標	(出願商標の構成に近い態様で入力)
16. 付加情報データ	カラーハーフトーン・5条4項・3条2項・権利不要求・ 図形識別・原本要参照・重複登録フラグ・標準文字識別・ 立体商標識別
17. 統合類似群コード	
18. 類似群コード	
19. 指定商品/役務名	
20. 版コード	
21. 区分書換情報	(平成10年4月から)
22. 立体商標図面数	
23. 標準文字商標	
24. 出願人	
25. 出願人代理人	
26. 権利者	
27. 異議番号	
28. 異議申立人	
29. 異議申立人代理人	
30. 重複番号	
31. 出訴記事	出訴番号・出訴日
32. 商標イメージデータ	

商標情報データベース及びそのデータの利用に関する約定

(適用)

1. 本約定は、特許庁から提供を受け、「商標情報データベースの一括販売に伴う特許庁保有の著作権の使用許可要領」に基づき商標情報データベースに係る著作権の使用許可を受けた者が一括販売する商標情報データベース及びそのデータベースを構成するデータ（以下「商標情報」という。）の利用に関し、定める。

(著作権)

2. 商標情報データベースの著作権は、国に帰属する。

(単純複製等の禁止)

3. 他に定めのある場合を除き、商標情報データベースの譲渡、貸し渡し、単純複製（実質的に同一な複製物を含む。以下同じ。）及び単純複製物の譲渡、貸し渡しは禁止する。

(利用条件等)

4. 商標情報データベース及び商標情報の利用は、次の範囲内とする。

- (1) 他者に対する商標情報の提供サービスを行う者（以下「情報サービス事業者」という。）

情報サービス事業者は、以下の方法により商標情報データベースの利用をすることができる。

ただし、第三者への提供を目的とした商標情報データベースの単純複製（実質的に同一な複製物を含む）は禁止する。

- ① 商標情報データベースを利用して商標情報を第三者に提供する。
- ② 商標情報データベースを加工複製したものを作成し、これを第三者に提供する。
- ③ 商標情報データベース及びこれを加工複製したものを自社内で利用する。

- (2) 情報サービス事業者以外の商標情報データベース及び商標情報の利用者（以下「一般利用者」という。）

一般利用者は、商標情報データベース及び商標情報並びにこれらを複製加工したものを自社内で利用することができる。

ただし、商標情報データベース及び商標情報並びにこれらを単純複製又は加工したものを第三者（子会社やグループ企業を含む）に提供することを禁止する。

(利用範囲の変更)

5. (1) 商標情報データベースの利用範囲を変更しようとするときは、所定の手続により商標情報データベースに係る著作権の使用許可を受けた者に届け出るものとする。
- (2) 商標情報データベースの利用範囲を4. (2) から(1)へ変更した者は、別表3の1. と2. のデータ使用料の金額の差額を支払うものとする。逆に、(1) から(2)へ変更した者に対して、既に支払った金額については返還しない。

[別表3]

著作権使用料の算定式について

1. 一般利用者である商標情報データベースの利用者に提供する場合は、商標情報データベースの提供価格の80%の金額
2. 情報サービス事業者である商標情報データベースの利用者に提供する場合は、一般利用者である商標情報データベースの利用者に提供する価格の2倍の提供価格の80%の金額

以上

注

別表3に記載されている「商標情報データベースの提供価格」は、

当面、以下の通りとする。

一般利用者……………	初回	; 1. 000万円
	2回目以降	; 100万円/年
情報サービス事業者……	初回	; 2. 000万円
	2回目以降	; 200万円/年